平成２２年（フ）第１８０号
香川県丸亀市津森町239番地55　サンライフシティ101号
債務者　彦坂由喜江
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１８７号
北海道小樽市見晴町７番47号
債務者　佐藤　秀司
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４５号
北海道小樽市塩谷１丁目11番133号　塩谷Ｂ団地、前住所北海道小樽市オタモイ３丁目18番10号
債務者　泉　　雄一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４６号
北海道小樽市塩谷１丁目11番133号　塩谷Ｂ団地、前住所北海道小樽市オタモイ３丁目18番10号
債務者　泉　　初枝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５３号
北海道小樽市住吉町５番25号　ルインズサウスＳ１、前住所北海道小樽市幸３丁目28番11号
債務者　土井　豊嘉
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２９８号
北海道苫小牧市字勇払28番地の５　アベアパート
債務者　山下　悦弘
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３１９号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目14番地の１　ラテール１Ｃ201号
債務者　江崎　　貢（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７７３号
宮城県塩竈市藤倉３丁目17番15号
債務者　伊里山みどり
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７７号
宮城県塩竈市西玉川町10番42号　ラポール西玉川Ａ棟203号
債務者　榊原　幸枝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９６号
宮城県亘理郡亘理町吉田字分残35番地22
債務者　氏家とみ子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０７号
宮城県多賀城市八幡２丁目６番32号
債務者　坂田　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５１号
仙台市太白区向山２丁目18番７―503号
債務者　大谷妃登美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５４号
宮城県名取市大手町４丁目21番地の３
債務者　中村守義こと　田　　守義
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６１号
宮城県塩竈市後楽町14番28号
債務者　粟野　千賀
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９２号
仙台市青葉区米ケ袋２丁目１番24―102号
債務者　佐藤美津枝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９７号
仙台市太白区三神峯２丁目１番22号　コーポ佐藤203
債務者　柿沼　君子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０８号
仙台市宮城野区福室７丁目７番７―304号
債務者　菅原　徹弥
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係